



# 消費生活

## みみより情報

No. 24

平成 25 年 7 月

発行 / 市消費生活センター

編集 / 市役所市民生活課

広報市民相談室

電話 22 - 1111 内線 306

この情報誌は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

## 太陽光発電システムのトラブルが増加しています 業者選択は慎重に！

最近、環境意識の高まりや補助金制度、余剰電力の買い取り制度により太陽光発電システムの設置が増加していますが、トラブルも増加しています。

「補助金ができるから自己負担が一切ない」「売電収入で毎月のローンが賄える」といった過剰なセールストークでの勧誘や強引な勧誘、長時間勧誘といった迷惑勧誘、お得感を強調し、契約を急がせるケースなどトラブルの多くが販売方法に関するものです。補助金の対象とならないものもありま  
すし、売電収入は、気象条件や設置条件、電気の使用状況によっても変わります。

### ～トラブルを防ぐために～

- 高額な契約になることから複数の業者から見積りを取り、十分に比較検討し、不明な点や不安なことは確認して慎重に業者を選びましょう。
- 補助金制度や売電収入などについて自分でも情報収集しましょう。
- 契約書などの書面は、きちんと確認しましょう。
- 支払方法についても十分検討しましょう。高額なためクレジット払いにするケースが多いですが、月々の返済額を低く抑えると支払期間が長くなり、支払手数料も高額になります。

太陽光発電システムは今後、更に普及が予想されます。トラブルにあったら西之表市消費生活センターや鹿児島県消費生活センターへご相談ください。

鹿児島県消費生活センター TEL 099-224-0999

## 「偽装質屋」ってご存じですか？

「質草はなんでもいい」「返済は年金口座から自動引落し」などと勧誘し、担保価値のないものを質に取り、実際には年金などを担保として違法な高金利で貸付をするいわゆる「偽装質屋」に関する相談が増えています。

「偽装質屋」はたとえ質屋の許可を得ていても、その実態は高金利のヤミ金です。「偽装質屋」からの借り入れは絶対にしないでください。一時的に借り入れができたとしても、年金等から利息や元本を支払うことになるため手元にお金が残らなくなり、結果的に同じような借り入れを繰り返すこととなります。

生活資金の借り入れや多重債務で困っている場合には、不審な業者から安易に借り入れしたりせず西之表市消費生活センターにご相談ください。また無料の法律相談もごさいますのでお問い合わせください。

様々な方法で、騙されてお金を失っている方が増えています。また、最近では詐欺被害にあった方が失ったお金を取り戻すことができると勧誘され、2次被害にあう方もいらっしゃいます。ここではいくつかの事例とアドバイスを紹介します。自分に置き換えて対応を確認してみましょう。

## 「被害金を取り戻せる」と勧誘する探偵業者に注意！

### 事例

過去に未公開株を3千万円ほど購入したが、いまだ上場していない。最近、ボランティア団体から電話があり、「未公開株の代金の返還請求をしてくれる」と、探偵事務所を紹介された。そこに電話をしたところ、「あなたに株を販売した会社は海外に資産があり、裁判を起こせば被害金を取り戻せる」と言われ、手続き費用として10万円振り込んだ。数日後「裁判が始まった。1週間後の判決で返金できるか決まるが、弁護士費用に約40万円必要」と連絡があった。裁判なのに進行が早過ぎるのではないかと不審である。

### アドバイス

- 過去に未公開株や架空請求などの被害にあった方に、「被害を回復する」などと勧誘し、手数料などを請求する探偵業者に関する相談が増えています。また、最近では、ボランティアやNPO法人を名乗る団体からの電話やインターネットで見つけた「被害回復の無料相談」などから、探偵業者を紹介されてトラブルにあうケースもあります。
- **探偵業者には、「返還請求」や「解約交渉」などを行う権限は認められていません。**
- **簡単に被害回復できると思わせるような説明や広告は詐欺を疑いましょう。**

## またまた増えてる！ 還付金詐欺に注意！

### 事例

公的機関を名乗る人から、「払いすぎた医療費の還付がある」と電話があった。「金融機関では還付に対応できないので、市役所かコンビニ、あるいは病院のATMに行くように」と言われた。市役所に行き、ATMの前から携帯電話で教えられた先に連絡し、指示通りに操作をして還付の手続きをしたが、通帳を確認すると、知らない人物に100万円近く送金してしまっていた。どうしたらいいか。

### アドバイス

- 市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費などの還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」の相談が増えています。
- 警戒が厳しい金融機関のATMではなく、コンビニやスーパー、最近では病院や市役所のATMへ誘導するケースがあります。
- 「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。**一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難になります。**
- **公的機関の職員が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。**
- 不審に感じたら、すぐに警察署や西之表消費生活センターなどにご相談ください。

# 「裁判に出す」と脅す健康食品送りつけに注意！

## 事例

突然知らない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはなかったのでびっくりして断ると、「注文を受けたときの録音もある。裁判に出してもいいんだ」など、とても強引な口調で言われ、話をまったく聞いてもらえなかった。そのうち「商品はセット販売で3回分注文されているが、1回分の2万円を支払ってくればその後の契約は取り消す」と言われたので、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたくない一心で、承諾してしまった。翌日商品が届いて中身を見たが、やはり注文した覚えは全くない。返金してほしい。

## アドバイス

- 注文した覚えがないのに「注文されている」などと言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近「注文したときの録音がある」「裁判に出す」などと脅す手口が見られます。
- 恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまいたくなりますが、身に覚えがない場合はきっぱりと断りましょう。また、承諾していないのに商品を送りつけられた場合は、**代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません**。
- 断りきれずに承諾し、商品が届いてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。

# 訪問販売の勧誘を止めてくれる？高額な手数料の請求！

## 事例

親戚の高齢の女性が、金融機関で大金を引き出していた。どうしたのか聞いたところ、公的機関を名乗る男性が突然自宅を訪ねてきて、「あなたは過去に色々な業者から寝具を購入しているため、今後も勧誘が続く。訪問販売業者が来ないように手続きしてあげるので、その費用として150万円必要」と言われ、現金を下ろしにきたということだった。この後その男性が自宅にお金を取りに来るらしい。不審に思うがどうしたらよいか。

## アドバイス

- 過去に訪問販売でトラブルにあった方が、電話や郵便、来訪などで「訪問販売業者の勧誘を止める」「被害者名簿から削除する」などと持ちかけられ、その後手数料を請求されたなどの相談が増えています。
- 実際に手数料を支払わされたり、別の商品売りつけられたりして、二次的な被害が生じる場合もあります。
- 仮に何らかの手続きをしたとしても勧誘が止まる保証はありません。**特に金銭を要求された場合は、決して信用してはいけません**。きっぱり断りましょう。
- 高齢者が不審な勧誘を受けていないかなど、身近な人が日頃から気を配ることも大切です。

事例は、独立行政法人国民生活センター ホームページより抜粋しております。（西之表市の事例ではございません。）しかし、全国的に詐欺被害は急増しております。「詐欺かな・・・？」迷った時は、すぐに西之表市消費生活センターにご相談ください。

問い合わせ先：市消費生活センター TEL 22 - 1111 内線 306

## 刈払機（草刈機）の使い方にご注意 ～国民生活センターホームページより～

ガソリンエンジンや電気モーターの動力により、金属製の刈刃やナイロン製のコードを高速回転させて草を刈る刈払機は、農機具店やホームセンターのほか、インターネットからでも購入することができることから、園芸工具として、一般消費者にも広く普及してきています。

しかし、便利な刈払機も使い方に注意しなければ、思わぬ事故を起こすことがあります。取扱説明書などは、必ず読んで、正しく使用するようにならしてください。

### アドバイス

- 事故を防ぐために、短時間の作業でも、取扱説明書に記載されているような、長袖、長ズボンを着用し、保護眼鏡などの保護具を身につけましょう。
- 刈払機には、刈刃によるキックバックや飛散物など、機械特有の危険があります。これらを理解し、正しく使用しましょう。特に初めて使用する場合は、取扱説明書をよく読み、使用方法や危険性を十分理解してから、使用しましょう。また、高所の枝払いなど目的以外で使用することは、やめましょう。
- 刈る草が柔らかい場合や作業場所が構造物周辺の場合は、キックバックが生じないナイロンカッターの使用を検討しましょう。
- 作業中に周囲の人が、キックバックや飛散物などで受傷することがあります。作業前に周囲に人がいないことを確認しましょう。作業中の人には、近づかないようにしましょう。飛散する危険がある小石や空き缶などの障害物は事前に片付けましょう。
- エンジンを切らずに絡まった草を手で取り除こうとした場合、草が取れた途端に刈刃の回転が再開し手を受傷する可能性があります。作業中、刈刃に草などが絡まったときは、必ずエンジンを停止したり、バッテリーやコンセントを外したりして、不意に刈刃が作動しない状態にしましょう。
- 肩掛けバンドを装着していない状態で転倒した場合は、刈刃が容易に身体に触れ、受傷する危険があります。作業中は、適正な長さに調整した肩掛けバンドを必ず装着しましょう。足場の悪い場所や急傾斜地での作業は、鎌など手工具の使用も検討しましょう。

### 平成 25 年度無料法律相談会の日程について

月 日	場 所	問い合わせ先	電話番号
7月16日（火）	市民会館2階	西村法律事務所	099 - 210 - 7624
7月25日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997 - 22 - 1111
8月20日（火）	市民会館2階	西村法律事務所	099 - 210 - 7624
9月17日（火）	市民会館2階	西村法律事務所	099 - 210 - 7624
9月26日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997 - 22 - 1111
11月28日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997 - 22 - 1111
1月23日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997 - 22 - 1111
3月27日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997 - 22 - 1111

※日程は変更になる場合があります。

相談を希望される場合は、早めの予約をお願いします。